

インド愛知デスク ニュース

◆◇ インドにおける移転価格文書の整備 ◇◆

- BEPS 行動 13 への対応 -

2017 年 12 月 18 日

従来の移転価格文書制度

インドの移転価格税制は 2001 年度から導入されており、移転価格文書の作成と会計士証明 (Form3CEB) の入手・申告が必要となっている。年度の関連者間国際取引合計額が 1,000 万ルピー超である場合には、国際取引が独立企業間価格 (Arm's Length Price) に基づくことのベンチマーキングとその文書化が義務付けられており、経済分析を含む詳細な記述が必要となる。そして、納税者が移転価格に関して適切な情報に基づき適切に文書を保持していることについて、勅許会計士 (Chartered Accountant) が Form3CEB を発行して証明する。Form3CEB の入手・申告義務に金額基準はなく、1 ルピーでも関連者間国際取引があれば、納税者は勅許会計士から Form3CEB を入手しなければならない。従って、関連者間国際取引が 1,000 万ルピー以下であっても、納税者は移転価格に関して一定の文書を整備しておかなければ勅許会計士から Form3CEB による証明を入手できないことに留意すべきである。なお、2012 年度からは特定のインド国内取引 (Specified Domestic Transaction) についても、国際取引と同様の移転価格税制が適用されている。現在は特定国内取引が年間 2 億ルピー超の場合に適用となる。インド国内での関連者や免税者との間での所得、税務上損金とされた経費、利息、コストの配賦などは、独立企業間価格に基づかなければならないとされており、その文書化と Form3CEB の入手が求められている。

BEPS 行動 13 に対応した移転価格文書整備

2016 年財政法において、2016-17 年度からの BEPS 行動 13 に基づく移転価格文書の作成が規定され、所得税法に関連規定が追加された。これを受けて、10 月 30 日に最終版のルール 10DA とルール 10DB が公表された。ルール 10DA はマスターファイル、ルール 10DB は国別報告書について、適用基準金額、申告期限、申告内容と申告書フォーマット等を規定している。

なお、先に述べた従来の移転価格文書と会計士証明 Form3CEB の規定は引き続き適用され、当該移転価格文書は BEPS 行動 13 のローカルファイルとして整理される。

マスターファイル（ルール 10DA）

ルール 10DA はマスターファイルに関する事項を規定している。国際グループの構成企業で、①その親企業の直前会計年度における国際グループの連結収入が 50 億ルピー超であり、かつ、②その会計年度でのインドの構成企業との国際取引が 5 億ルピー超もしくは無形資産取引（無形資産の購入、売却、使用など）が 1 億ルピー超である場合には、ルール 10DA が適用となる。

なお、インドルピーではない外国通貨からインドルピーへの換算レートは、国際グループの親企業の会計年度末日における State Bank of India の電信買相場（TTB）を利用する。また、親企業の会計年度はその親企業の居住地国で適用される会計基準等に基づいて連結財務諸表を作成する際の会計年度となる。

マスターファイル関連では、申告フォームが 2 つ用意されている。1 つは Form3CEAA で、BEPS 行動 13 に基づいた国際グループの概況を記載する。もう 1 つは Form3CEAB で、インド国内に複数のグループ構成企業がある場合に、マスターファイルを申告する構成企業の情報を届け出る。（図表参照）

申告期限は、Form3CEAA は所得税法 139(1)に規定される日、すなわち 11 月 30 日、Form3CEAB は Form3CEAA 申告期限の 30 日前まで、すなわち 10 月 31 日となる。なお、2016-17 年度の申告については、Form3CEAA の申告期限は 2018 年 3 月 31 日とされており、Form3CEAB の申告期限は 2018 年 3 月 1 日となる。これらの申告は電子申告であり（詳細な手続については今後公表の見込み）、所得税申告書への署名資格を有する者の電子署名認証（Digital Signature Certificate）を添付する。

マスターファイルの日印の違い

適用範囲の違い

マスターファイル作成基準金額について、日本の作成免除額は連結総収入 1,000 億円未満となっているのに対し、インドでは連結収入基準額が 50 億ルピー（90 億円程度）と設定されており、インドの連結収入額基準は日本の基準金額に比べて相当に低いといえる。従って、日本の親会社ではマスターファイルの作成義務はないが、インドの子会社では作成義務があるというケースが考えられる。マスターファイルは国際グループ全体の情

報を開示するものであり、インド子会社のみで情報を収集し作成することはほとんど不可能であろう。このような場合には、日本の親会社はインドでのマスターファイル申告に備えた情報の収集と作成のサポートが不可欠である。

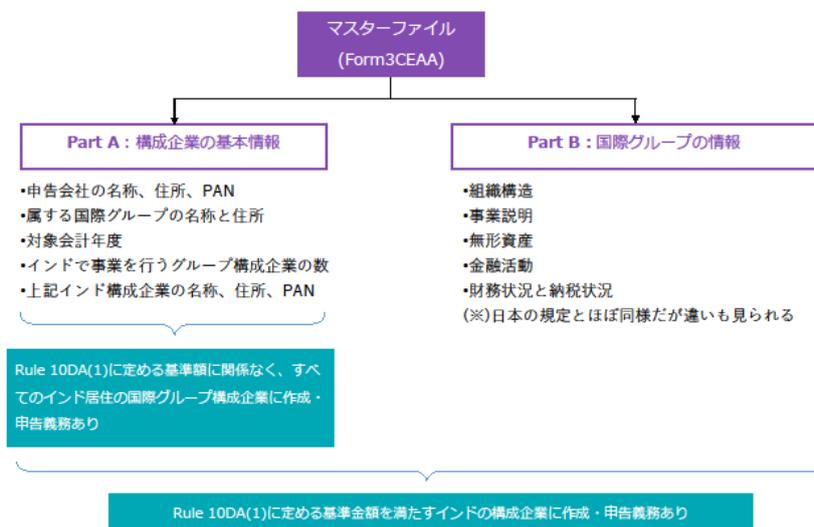
申告期限の違い

申告期限について、日本の規定は最終親会社の会計年度末から1年以内とされているのに対し、インドでは連結グループの会計年度末がいつかに関わらず11月30日と規定されている。例えば、日本の親会社の会計年度末が3月31日である場合には、日本でのマスターファイルの申告期限は翌年の3月31日となるが、インドでは同年の11月30日となり、インドの方が早く期限が到来することになる。このため、マスターファイルの更新作業は日本の申告期限を待たずにインドの申告期限に合わせた対応が必要となると考えられる。

記載内容の違い

インドのマスターファイルの記載内容は基本的に BEPS 行動 13 に基づいたものとなっているが、違いも見られる。例えば、「グループ内の主要サービスプロバイダーの機能に関する説明」は日本の規定にはない項目である。また、日本の規定には見られない数値基準が設けられている項目や、BEPS 行動 13 よりも詳細な説明やリストの提供を求めている項目もある。日本の親会社が日本の規定に基づいて作成したマスターファイルをインドでも利用する場合には、その内容・記述がインドで受け入れられるかどうかについて、インドの専門家にレビューを依頼することが必須と思われる。

Form3CEAA (マスターファイル)の構成



国別報告書 (ルール 10DB)

Rule 10DB は国別報告書に関する事項を規定している。親企業または代理報告企業で、インド居住者であり、国際グループの直前会計年度の連結グループ収入が 550 億ルピー超である場合には、Rule10DB が適用となる。

国別報告書関連では、申告フォームが 3 つ用意されている。Form3CEAC はインドの構成企業等が代理報告企業に該当するかどうか、また、親企業・代理報告企業の情報を届け出る。Form3CEAD は BEPS 行動 13 の国別報告書に規定される内容と同じであり、Part A に所得・納税の配分状況と事業の状況、Part B に国際グループに含まれる構成企業のリストとその情報を表形式で記載する。国際グループの親企業の居住国がインドと自動情報交換合意を結んでいない場合や国別報告書の制度がない場合には、インドで国別報告書を申告するインドの構成企業を指定することとなるが、もしインド国内に構成企業が複数ある場合に、Form3CEAE で国別報告書を申告する構成企業の情報を届け出る。

申告期限は Form3CEAD が所得税法 139(1) に規定される日、すなわち 11 月 30 日、Form3CEAC が Form3CEAD 申告期限の 2 ヶ月前までで、9 月 30 日となる。なお、2016-17 年度分の Form3CEAD の申告期限は 2018 年 3 月 31 日とされ、これに従って Form3CEAC については 2018 年 1 月 31 日となる。なお、Form3CEAE については申告期限の定めはないが、Form3CEAC と同じになると考えられる。

なお、日本とインドはともに国別報告書の自動的情報交換に関する多国間合意に署名しているが、本稿執筆現在、インド政府はこの合意発効に向けた手続中であり、インドでは合意は発効していない。今後の情報収集に留意が必要である。

参考：OECD ウェブサイト、国別報告書情報交換合意の発効状況
<http://www.oecd.org/tax/beps/country-by-country-exchange-relationships.htm>

執筆者情報

花輪 大資 (はなわ だいすけ)

※2017 年度インド愛知デスク・インド側協力者

公認会計士(日本)

2013 年、太陽有限責任監査法人よりグラントソントン・インディアに出向し、ジャパンデスクを担当。愛知県蒲郡市出身。

daisuke.hanawa@in.gt.com

グラントソントン・インディア

グラントソントン・インターナショナル加盟事務所。

監査・保証業務、税務業務、アドバイザリー業務のフルライン専門サービスを提供。

インド国内 12 都市 13 事務所、約 3,000 名の専門家を有する。

◆◇ 発行情報 ◇◆

インド愛知デスク

■発行元

2017 年度インド愛知デスク運營業務受託者：

松田綜合法律事務所 (担当：弁護士 久保達弘)

〒100-0004 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 1 号

朝日生命大手町ビル 7 階

TEL: 03-3272-0101 (代表) FAX: 03-3272-0102

URL: www.jmatsuda-law.com

■配信停止またはご送付先アドレスの変更・お名前の変更は下記アドレスにご連絡下さい。

aichidesk@jmatsuda-law.com